

あま市建設工事等電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CALIS/EC）利用規約の規定に基づき、電子入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALIS/EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連の手続を、利用者がインターネットの情報通信技術を利用して行う、入札参加申請サブシステム、電子入札サブシステム及び入札情報サービスサブシステムにより構成されるシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札、落札者決定等の手続を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子調達システムを使用して行う入札・開札等の手続をいう。
- (4) 紙入札 書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (6) 電子証明書 電子署名法に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書をいう。
- (7) ICカード 特定認証局が発行する電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (8) 契約担当者 電子入札サブシステムを利用する契約案件について、案件登録から入札結果の公表等までの一連の手続を担当する職員をいう。
- (9) 執行担当者 電子入札において、契約担当者と共に開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象とする入札は、建設工事並びに測量、調査、設計及び監理業務のうち、一般競争入札及び指名競争入札によるものとする。

(電子入札サブシステムの利用)

第4条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、あま市入札参加資格者名簿に記載され、ICカードを取得し、電子入札サブシステムに利用者登録を行った者とする。

(ICカードの名義人)

第5条 ICカードの名義人は、あま市入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

2 入札参加者が特定の入札案件について構成される共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の名義のICカードを使用し、共同企業体名で入札に参加するものとする。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者が他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める取扱いをするものとする。

- (1) 開札までに不正使用が判明したとき 当該案件への入札参加資格の取消し（入札済みの案件にあつては、その入札の無効）
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用が判明したとき 落札決定の取消し
- (3) 契約締結後に不正使用が判明したとき 契約の解除

(案件登録)

第7条 契約担当者は、電子入札により実施することとした案件について、指名審査会により入札参加資格要件等が決定された後、速やかに案件の概要を電子調達システムに登録し、公開するものとする。

2 契約担当者は、前項の登録後、その内容について錯誤又は変更があつたときは、電子調達システムに登録内容を取り消す旨の追記入力を行い、これとは別に新規案件として、改めて電子調達システムに登録するものとする。

3 登録内容を取り消す旨の追記入力の前に資料の提出があつた入札参加者に対しては、電話等の確実な方法で連絡を取り、資料を再提出するよう依頼するものとする。

(入札参加申込書の提出)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書を電子入札サブシステムにより、電子署名及び電子証明書を付した上で申込書受付期間内に送信しなければならない。

(入札書の提出)

第9条 入札参加者は、必要な事項を入力し、電子署名を付した入札書を電子入札サブシステムにより、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに提出しなければならない。

2 契約担当者は、入札参加者が提出した電子ファイルにウイルス感染が判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

3 前項による協議の結果、電子ファイルにより再提出させるときは、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と判断できるときに限り認めるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第10条 建設工事の入札については、入札参加者は電子入札サブシステムにより入札書と併せて当該入札金額に対応する工事費内訳書を提出するものとする。

(紙入札への変更)

第11条 入札案件の登録後、契約担当者の使用に係る電子入札サブシステムの障害、広域停電等のために、電子入札サブシステムの利用が不能となった場合で、障害の程度により確実な電子入札の実施が見込めないと判断したときは、電子入札を紙入札に変更するものとする。

2 前項の規定により紙入札へ変更したときは、契約担当者は、全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次の事項について速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(1) 入札方法を紙入札に変更したこと。

(2) 既に完了している電子入札サブシステムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこと(入札書を除く。)

(3) 既に送信された入札書は無効とし、開札を行わないこと。

(4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

(5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項

(紙入札での参加)

第12条 紙入札での参加を希望する者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第2号)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式第3号)により市長の承認を得なければならない。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更又は破損、失効等のため、再取得の手続中の場合

(2) パソコン等のシステム障害が発生している場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 契約担当者は、第1項の規定により紙入札を承認したときは、速やかに当該入札参加者を紙入札業者として電子入札サブシステムに登録し、当該入札参加者に対しては、以降、電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。この場合において、既に完了している電子入札サブシステムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うものとする。

4 紙入札での参加が認められた者は、入札書受付締切日時までに入札書（様式第4号）を持参するものとする。

5 紙入札書に使用する印鑑は、契約の締結に使用する印鑑とする。

（入札の辞退）

第13条 電子入札の入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切日時までに辞退届を電子入札サブシステムにより送信するものとする。

2 紙入札の承認を受けた者が入札辞退しようとするときは、入札書受付締切日時までに書面により辞退届を提出するものとする。

（入札参加資格の失効）

第14条 入札参加者のうち、開札日までにあま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年あま市訓令第44号）に基づく指名停止の処分を受けた者（共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合にあつては、当該共同企業体）又はあま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）に基づく排除措置を受けた者（共同企業体の構成員が排除措置を受けた場合にあつては、当該共同企業体）は、当該入札における参加資格を失うものとする。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合、当該入札は無効とする。

（開札）

第15条 契約担当者は、開札日時を経過した後、執行担当者の立会いの上、速やかに開札を行うものとする。

2 契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

3 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者は入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに登録した後、開札を行うものとする。

4 入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、契約担当者は入札書の到達順に電子入札サ

ブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。

5 希望する入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

(入札の無効)

第16条 電子入札において、規則第13条及びあま市公共工事等入札者心得書第14条並びに次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 同一の案件において、電子入札及び紙入札による入札書のいずれもが提出された入札（第11条第2項第3号の事項に該当する場合を除く。）

(4) 共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札

(5) 共同企業体において、共同企業体名の入力のない入札又は共同企業体名の異なる入札

(責任範囲)

第17条 電子入札において、申請書及び入札書（工事費内訳書等を含む。）は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、申請書及び入札書（工事費内訳書等を含む。）提出後に表示される画面により送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓令第10号）

この訓令は、令和元9月20日から施行する。

附 則（令和3年訓令第2号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の各訓令の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

あま市長

印

入札方法変更通知書

下記案件の入札について、電子入札から紙入札へ変更しますので、あま市建設工事等電子入札実施要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 路線等の名称
- 3 工事（業務）場所
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札サブシステムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱います(入札書を除く。)
 - (2) 既を送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札書を送信した方は、改めて入札書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - (1) 入札日時
 - (2) 入札場所
 - (3) その他 紙入札に係る留意事項は、あま市公共工事等入札者心得書を参照して下さい。

様式第2号(第12条関係)

年 月 日

あま市長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

紙入札参加承認願

下記の案件は電子入札案件ではありますが、当社においては下記理由により電子入札サブシステムを利用しての入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

工事（業務）名	
路線等の名称	
工事（業務）場所	
案件番号	
電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中 <input type="checkbox"/> ICカードの破損・失効等のため、再取得の手段中 <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 (理由)

様式第3号(第12条関係)

第 年 月 日 号

様

あま市長

印

紙入札審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました承認願について、審査結果を通知します。

記

工事（業務）名	
路線等の名称	
工事（業務）場所	
案件番号	
審査結果	1 承認する 入札書の提出場所
	2 承認しない 理由

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

あま市長 様

入札者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

Ⓜ

入 札 書

あま市公共工事等入札者心得書承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事（業務）の請負代金

- 1 工事（業務）名
- 2 路線等の名称
- 3 工事（業務）場所
- 4 案件番号
- 5 くじ番号

自動生成 指定番号

--	--	--

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い頭に金を記入のこと。
2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。